

うるま警察署協議会 議事概要

開催年月日	令和元年10月24日（木）17：00～18：30	
開催場所	うるま警察署	
出席者	協議会委員 (7名)	知念 實、新垣 ミイ子、新里 浩光、佐久川 智恵美 諸見里 安伴、平川 薫、嘉陽 恵子
	警察署 (11名)	署長、副署長、各課長
議事概要	<p>1 会長挨拶 今回から資料が事前に配布され、目を通すことができたことから、今会議が以前にも増して活発な協議会になることを期待したい。</p> <p>2 署長挨拶 うるま警察署管内では、今年6月から路上寝の訴えが急増しており、その対策が喫緊の課題となっている。また、うるま市洲崎地区の暴走行為問題や動物虐待事案などの相談もあり、各種対策を推進しているところである。 本日は、「適正飲酒運動の推進」が議題となっているが、委員の皆様から浸透方策等について忌憚のない意見をいただきたい。</p> <p>3 管内概況説明 (1) 適正飲酒運動の推進 (2) 路上寝の実態及び事件・事故の防止策 (3) 主な検挙事件・活動等</p> <p>4 協議 委員：管内の概況説明を聞き、若い人の路上寝が多いことを知って大変驚いた。路上寝に対して罰金や違反制度はあるのか。 警察：路上寝は道交法に定める、「道路における禁止行為」に抵触する可能性があるが、道路の危険性や周囲の交通事情等を総合的に判断したうえで、交通の妨げになっていたか等も判断しなければならないことから、立件は困難なところがある。警察として、路上寝行為者に対しては、引き続き警告を実施していきたいと考えている。 委員：路上寝をする人と、それを轆いた運転者では、過失の割合等はあるのか。 警察：車両の運転者には安全運転義務が課せられており、車両で轆くと第一当事者となる。 委員：警察において行っている路上寝の現場対応について教えてもらいたい。 警察：先ず、路上で寝る者の身体的安全確認を行い、自力で起きられる場合は、帰宅を促している。しかし、泥酔して自ら帰宅できない者</p>	

については、パトカーで自宅まで搬送し、家族等へ引き継ぐなどの対応を行っている。また、路上で寝る者に対しては、警告書を交付している。

委員：警察署において、どのような路上寝対策を行っているのか。

警察：交通課による、企業の安全管理者等に対する広報啓発活動や居酒屋におけるローラー作戦を実施している。

委員：今回の会議の管内概況資料を自治会長会会議等でも見せ、路上寝の実態を認識してもらえば、各自治会長を介して住民の方々に路上寝の危険性等を周知させることができるのではないか。

委員：学校や職場等で適正飲酒について、時間をかけて啓発することも路上寝防止対策になると思う。

委員：路上寝の実態について知ることができ、改めて運転する際は路上寝に気をつけなければいけないと強く感じた。

委員：飲酒運転となる飲酒量について、年齢によって変わるものか。

警察：年齢等で変わるものではないが、年配になるに従って肝臓でアルコールが分解される時間が長くなり、酒が抜けていると誤っていても実際にはアルコールが体内に残っていたということもある。

委員：次回の協議事項は、DVと虐待事案でお願いしたい。

以上